

北海道告示第 11053 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 6 年 10 月 25 日までに北海道根室振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 6 年 6 月 25 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東武サウスヒルズ

標津郡中標津町南町 3 番地 10

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社東武 代表取締役 千葉 武司

標津町中標津町南町 3 番地 10

株式会社ワークマン 代表取締役 小濱 英之

群馬県伊勢崎市柴町 1732 番地

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

株式会社東武 代表取締役 千葉 武司

標津町中標津町南町 3 番地 10

(変更後)

株式会社東武 代表取締役 千葉 武司

標津町中標津町南町 3 番地 10

株式会社ワークマン 代表取締役 小濱 英之

群馬県伊勢崎市柴町 1732 番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
株式会社東武	代表取締役 千葉 武司	標津郡中標津町南町 3 番地 10	
株式会社ハニーズ	代表取締役 江尻 義久	東京都渋谷区千駄ヶ谷 2-2-2	
株式会社鈴丹	代表取締役 小林 史生	名古屋市昭和区広路通 2 丁目 5 番地	(ア)
株式会社ライトオン	代表取締役 藤原 政博	茨城県つくば市吾妻 1 丁目 11 番地 1	
株式会社ファイブフォックス	代表取締役 上田 稔夫	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-13-18	(イ)

北海道ロングリバー株式会社	代表取締役 樋口 修二	札幌市中央区北6条西13丁目2番地4	(ウ)
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	
札幌クラウン商会株式会社	代表取締役 山本 正紀	札幌市中央区大通東3丁目丸美ビル	(エ)
株式会社くまざわ	代表取締役 熊沢 健	東京都八王子市八日町1-11	
株式会社ジーフット	代表取締役 服部 博幸	名古屋市千種区今池3丁目4-10	
株式会社すずき	代表取締役 鈴木 新一	根室市緑町2丁目19	
株式会社CHC	代表取締役 千葉 武司	標津郡中標津町東5条北1丁目1番地	
株式会社花月	代表取締役 佐藤 利也	釧路市芦野5丁目28	
株式会社六峰社	代表取締役 清水 敏和	釧路市共栄大通1丁目1番5号	
川尻 敏廣		札幌市厚別区厚別中央1条4丁目1-15	(オ)
株式会社 MerryMake	代表取締役 関根 寛文	釧路郡釧路町中央2-21	(カ)

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更 事項
株式会社東武	代表取締役 千葉 武司	標津郡中標津町南町3番地10	
株式会社ハニーズ	代表取締役 江尻 英介	福島県いわき市鹿島町走熊七本松 27番地の1	(キ)
株式会社ライトオン	代表取締役 藤原 祐介	茨城県つくば市小野崎260-1	(ク)
株式会社すずき	代表取締役 鈴木 新一	根室市大正町1丁目32番地3	(ケ)
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	(コ)
株式会社パティズ	代表取締役 齋藤 啓一	福島県会津若松市インター西31番地	(サ)
株式会社くまざわ	代表取締役 熊沢 真	東京都八王子市八日町1番11号	(シ)
株式会社ジーフット	代表取締役 木下 尚久	東京都中央区新川1丁目14番1号	(ス)

株式会社シー・エイチ・シー	代表取締役 千葉 武司	標津郡中標津町南町3番地10	(七)
株式会社花月	代表取締役 前野 秀	釧路市芦野5丁目27番9号	(ノ)
株式会社六峰社	代表取締役 清水 瑞穂	釧路市共栄大通1丁目1番5号	(タ)
株式会社ワークマン	代表取締役 小濱 英之	群馬県伊勢崎市柴町1732番地	(チ)

(4) 変更の年月日

- 上記(3)ア 令和6年6月3日
 上記(3)イ(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ) 平成22年2月28日 ほか
 上記(3)イ(キ) 平成29年3月1日
 上記(3)イ(ク) 令和2年3月1日、令和1年5月31日
 上記(3)イ(ケ) 平成17年4月1日
 上記(3)イ(コ) 令和6年6月3日
 上記(3)イ(サ) 平成27年7月1日
 上記(3)イ(シ) 平成29年3月8日
 上記(3)イ(ス) 令和1年5月24日、令和6年2月19日
 上記(3)イ(セ) 令和6年6月3日、平成18年2月20日
 上記(3)イ(ソ) 平成26年2月1日、令和6年6月3日
 上記(3)イ(タ) 令和1年7月1日
 上記(3)イ(チ) 令和6年6月3日

(5) 変更する理由

- 上記(3)ア 設置者追加のため
 上記(3)イ(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ) 撤退のため
 上記(3)イ(キ) 会社体制変更のため
 上記(3)イ(ク) 代表者変更及び住所変更のため
 上記(3)イ(ケ)、住所変更のため
 上記(3)イ(コ) 代表者氏名誤記のため
 上記(3)イ(サ)、(チ) 小売業者追加のため
 上記(3)イ(シ)、(タ) 代表者変更のため
 上記(3)イ(ス) 代表者変更及び住所変更のため
 上記(3)イ(セ) 会社名誤記及び住所変更のため
 上記(3)イ(ソ) 代表者変更及び住所誤記のため

2 届出年月日

令和6年6月3日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道根室振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和6年6月25日(火)から令和6年10月25日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで